

議員提出議案第二号

経口中絶薬承認後の丁寧な運用と体制整備を求める意見書

本案を次のとおり提出する。

令和五年十月二日提出

箕面市議会議員 神代 繁 近

同 高橋 竜 馬

同 楠 政 則

同 中井 博 幸

議員提出議案第二号

経口中絶薬承認後の丁寧な運用と体制整備を求める意見書

厚生労働省は、英製薬会社ラインファーマが開発した人工妊娠中絶のための飲み薬について、本年四月に国内での製造販売を承認した。

国内初の経口中絶薬となり、世界保健機関（WHO）が推奨する手法の選択肢が広がるということは、中絶を受ける女性への身体的、心理的負担が軽減されることが重要だという意味でも大切である。

経口中絶薬を用いての中絶は、医学の進歩であり、これまで用いられてきた吸引法やそうは法と比較し、母体にかかる負担を軽減できる点で優れており、今回の経口中絶薬の承認によって女性が自分の健康を守る上での選択肢が広がることは、女性の自己決定権の尊厳にも繋がると考える。

一方、薬の運用面においては、医療体制の整備とともに精神面でのケアも十分になされる必要がある。そのため、中絶後の身体的・精神的ケアを提供する体制整備も同時に進める必要がある。

また、経口中絶薬の承認により、「飲み薬で簡単に中絶できる」という捉え方をされることのないよう、性や生殖について十分な知識を持つための「包括的な性教育」や、産めない・産みたくないときに、避妊や中絶を選んだ女性が自分の体のことを自分で決められる「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ・SRHR（性と生殖に関する健康と権利）」が守られることも重要である。

よって、国におかれては、経口中絶薬の運用に当たって以下の点に留意し、今後もその取り扱いを慎重に行うことを強く要望する。

一 経口中絶薬の投与にあたっては、女性の健康を守るための十分な説明

と精神的ケアを行うこと。

二 処方後の健康管理も含めた医療提供体制の整備とともに、その後の精神的ケアにも対応できる窓口の確保に引き続き努めること。

三 望まない妊娠を防ぐための包括的性教育や相談体制をさらに強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき意見書を提出する。

令和五年十月六日

箕面市議会